

## 特許手続き最新情報: 早見表

審査手続き	 30	改定
出願		出願要件の緩和 優先権の回復が可能 国内移行期間を当然の権利として 延長することは不可
審査		審査期間の短縮: アクションの対応期限は4か月 裁量により6か月まで延期可能 期限徒過の場合、12か月以内であ れば当然の権利として回復可能
特許査定		期間の短縮: 料金支払い期限は4か月 発行料金未納の場合、12か月以内 であれば当然の権利として回復可能
年間更新料		放棄の前に事前通知が必要: 期限から6か月か、通知から2か月以 内に支払い必要。当然に権利として回 復することは不可。
放棄・回復		意図しないで放棄となった場合、回復 できる場合もある。
料金		変更なし。特に、請求項料金は無い。
譲渡		所有権譲渡の登録手続きを 簡素化。
特許期間の延長		補充的保護証明書は変更なし。
執行		包袋禁反言 パテントエージェントの秘匿特権

詳細は [gowlingwlg.com/changes-to-canada-patent-practice](http://gowlingwlg.com/changes-to-canada-patent-practice) をご覧ください。

本内容は法的助言ではありません。本ウェブサイトに掲載されている情報は、その形態にかかわらず情報提供だけのために提供されているものです。本内容は法的助言ではなく、そのように捉えることも禁止します。本内容を作為・不作為の根拠とすることを禁止します。本内容を根拠に、専門家による法的助言を無視することや、法的助言を求めることを遅らせることを禁止します。Gowling WLGの専門家は、具体的な法的問題について何時でも喜んでご相談に応じます。